

### 第三期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について (子どもはぐくみ室職員による支援及び育児支援ヘルパー事業)

幼児教育・保育及び地域子ども子育て支援事業については、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本方針に沿って、5年を1期とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）を定めることとされています。

令和7年度を始期とする第三期事業計画については、第二期事業計画（令和2年度～令和6年度）に引き続き、「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」（以下「新プラン」という。）と一体的に策定します。

#### 1 第三期事業計画（令和7年度～令和11年度）

##### (1) 策定の方針

今後の人口の推移、新プラン策定に当たり実施したニーズ調査の結果や、現在の利用状況を踏まえ策定します。

##### (2) 策定する事項

- ・ 量の見込み  
各年度（令和7年度～令和11年度）の事業提供量の見込み
- ・ 提供体制の確保方策とその実施時期  
各年度（令和7年度～令和11年度）の事業の提供体制の確保及びその内容

#### 2 教育・保育提供区域の設定について

対象となる事業によって提供体制を確保すべき区域の単位が異なるものと考えられることから、京都市では次のとおり、4層の区域設定を行います。

| 教育・保育提供区域       | 設定の考え方                               | 対象となる給付・事業                                                                                                                                                                          |
|-----------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一次区域<br>(1区域)  | 広域で提供体制を確保する必要があるもの                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病児保育事業</li> <li>・ 子育て短期支援事業</li> <li>・ 妊婦に対する健康診査</li> </ul>                                                                               |
| 第二次区域<br>(14区域) | 区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室単位で事業を実施しているもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者支援事業</li> <li>・ <u>子育て世帯訪問支援事業</u></li> <li>・ 子育て援助活動支援事業</li> <li>・ 乳児家庭全戸訪問事業</li> </ul>                                              |
| 第三次区域<br>(35区域) | 幼稚園、保育園（所）、認定こども園等の通園区域を考慮して設定するもの   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設型給付（幼稚園、保育園（所）、認定こども園）</li> <li>・ 地域型保育給付（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）</li> <li>・ 時間外保育事業</li> <li>・ 一時預かり事業（一般形、幼稚園型）</li> </ul> |
| 第四次区域<br>(70区域) | 身近な地域で提供体制を確保する必要があるもの               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童健全育成事業</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業</li> </ul>                                                                                              |

### 3 量の見込み

#### (1)家庭訪問による継続的個別支援(子どもはぐくみ室職員による支援)【子育て世帯訪問支援事業】

[趣旨・目的]

児童の養育支援を必要とする家庭に対し、家庭訪問やヘルパー派遣といった支援を実施することにより、当該家庭の養育機能を回復させ、児童の養育が安定することを目的とします。

[教育・保育提供区域]

第二次区域

#### ① 量の見込み及び提供体制の確保の内容

|          | 確保実績  | 各年度の量の見込みと確保方策 |       |       |       |       |
|----------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|
|          | 令和5   | 令和7            | 令和8   | 令和9   | 令和10  | 令和11  |
| 量の見込み(回) | 1,634 | 1,970          | 1,933 | 1,989 | 1,860 | 1,825 |
| 量の見込み(人) | 1,289 | 788            | 773   | 759   | 744   | 730   |
| 確保方策     | 1,289 | 788            | 773   | 759   | 744   | 730   |

#### <考え方(計算方法)>

子育て世帯訪問支援事業の対象世帯数については、家庭訪問実家庭数に過去5年平均を乗じて対象者数を算出。

訪問延べ回数は、過去5年の世帯平均の訪問回数2.5回を乗じている。コロナ禍には、訪問以外の方法で支援する機会が増加したことから、コロナ前と比較すると訪問延べ回数が大きく減少した。令和7年度以降は、コロナ禍からの回復を見込んでいることにより、量の見込みが、5年度の実績と比べると増加に転じている。

#### ② 現状と課題

- 令和元年度から虐待が危惧されるケース及び軽度の虐待があると児童相談所において認定されたケースについて、子どもはぐくみ室で対応しています。出生数は減少傾向である、児童虐待防止に向けて全ての家庭に対する支援を補完できうる提供量を引き続き確保する必要があります。

#### ③ 対応方針

引き続き、量の見込みへの対応に必要な体制の確保に努めるとともに、同室における体制の強化等を行い、支援の充実を図ります。

## (2) 家庭訪問による継続的個別支援（育児支援ヘルパー派遣事業）【子育て世帯訪問支援事業】

### [趣旨・目的]

児童の養育支援を必要とする家庭に対し、家庭訪問やヘルパー派遣といった支援を実施することにより、当該家庭の養育機能を回復させ、児童の養育が安定することを目的とします。

### [教育・保育提供区域]

第二次区域

#### ① 量の見込み及び提供体制の確保の内容

|          | 確保実績  | 各年度の量の見込みと確保方策 |       |       |       |       |
|----------|-------|----------------|-------|-------|-------|-------|
|          | 令和5   | 令和7            | 令和8   | 令和9   | 令和10  | 令和11  |
| 量の見込み(回) | 1,180 | 1,359          | 1,272 | 1,190 | 1,114 | 1,043 |
| 量の見込み(人) | 109   | 128            | 120   | 112   | 105   | 98    |
| 確保方策     | 109   | 128            | 120   | 112   | 105   | 98    |

#### <考え方（計算方法）>

育児支援ヘルパー派遣事業の訪問延べ回数については、令和元年度～5年度までの5か年平均の実績に対して、同5年間の前年度比平均を乗じたもの。

ヘルパー派遣回数から1世帯当たりの訪問回数の平均10.6で割ることで、訪問実家庭数を見込む。

#### ② 現状と課題

- ・ 本事業は、令和5年度から派遣可能な事業者を複数体制にし、それぞれの事業所が各自対応可能な地域に支援してもらえよう、事業所拡大を行っています。
- ・ 出生数減少に伴い、支援が必要な家庭数は減少傾向ながらも一定数見込まれるため、業務を委託できうる事業所を確保していきます。
- ・ 引き続き、継続的個別支援の対象となる家庭が、必要な時に利用できるよう提供体制を確保していく必要があります。

#### ③ 対応方針

引き続き、量の見込みに対応するために必要な事業者の確保に努めます。